

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
調査報告書

1	調査の趣旨	1
2	調査特別委員会の設置及び調査事項	
(1)	設置の決議	1
(2)	委員会の名称及び構成	1
(3)	調査事項	1
(4)	調査権限	1
(5)	調査期限	1
3	委員会の開催状況	2
4	証人、参考人、執行機関の出頭等	
(1)	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	4
(2)	参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	6
(3)	執行機関として出席を求めた者、説明の概要	6
5	記録、資料の提出	
(1)	地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録 及び提出状況	6
(2)	参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	6
(3)	執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料	6
6	委員派遣	7
7	調査の内容	7
8	委員会としての判断	10
9	改善提案	13
10	証言拒否等	
(1)	証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況	15
(2)	証人の証言拒否の状況	15
(3)	虚偽の証言、自白の状況	15

- (4) 記録の提出拒否の状況 1 5
- (5) 宣誓拒否の状況 1 5

11 調査経費

- (1) 調査経費に関する議会の議決の状況 1 5
- (2) 決算見込み額 1 5

12 その他

- (1) 証人に対する公示送達 1 5

1 調査の趣旨

令和4年2月12日、泉市長が市内企業に無許可で、当該企業の2014年度から2021年度までの8期分の法人市民税の課税額について、法人税割のゼロのところにもarkerをつけコメントとともにツイッターに投稿していたことが、令和4年3月議会の本会議において明らかになった。

泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示は、市税の賦課徴収事務に必要な限度を超え、地方税法上の守秘義務違反に抵触するおそれがあることから、調査究明し、適正な市税賦課徴収事務を確保するため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を委任した本特別委員会を設置することとした。

2 調査特別委員会の設置及び調査事項

(1) 設置の決議

「地方税法上の守秘義務の調査に関する決議」

令和4年4月7日、令和4年第1回定例会4月議会において可決

(2) 委員会の名称及び構成

①名称 地方税法上の守秘義務調査特別委員会

②定数 7人

③委員長 林 健 太

副委員長 梅 田 宏 希

委員 林 丸 美

大 西 洋 紀

千 住 啓 介

三 好 宏

佐々木 敏

(3) 調査事項

①泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項

②市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項

(4) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を地方税法上の守秘義務調査特別委員会に委任する。

(5) 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

3 委員会の開催状況

	日時・場所	協議内容等
第1回	令和4年4月20日(水) 午後2時～午後2時19分 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状の確認について (委員長より、資料に基づき市長ツイッターへの税情報投稿に関する事実関係について説明、確認。) 2 追加資料の提供について (千住委員より、市への公文書公開請求に基づき提出された、市長及び政策部からの指示のもと担当課が作成した法人・個人市民税の課税額等の資料について説明があり、同資料を委員会において本件調査に関する資料として追加することを決定。) 3 記録提出要求について (市長ツイッターに税情報を掲載する契機となった令和4年2月7日の市長と市内企業との面談記録(メモ、会議録、音声等)の提出を求めることを決定。) 4 証人出頭要求について (佐々木税務室長、吉田広報部長、高橋政策局長兼市長室長(元政策部長兼市長室長兼課長)に対して次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第2回	令和4年4月28日(木) 午前10時～午後5時16分 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 証人尋問 (佐々木証人、吉田証人、高橋証人) 2 証人出頭要求について (岡本市民税課長、和田元副市長、宮脇元副市長に対して次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)

第3回	令和4年5月10日（火） 午前10時～午後4時2分 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 記録の提出について （4月20日の委員会において決定した記録の提出について、5月2日付で議長へ提出があった旨を報告。会議録、音声等については不存在。） 2 証人尋問 （岡本証人、宮脇証人、和田証人） 3 次回の委員会審査について （泉市長に対して次回委員会に出頭要求を行うことを決定。）
第4回	令和4年5月27日（金） 午前10時～午後1時1分 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 証人尋問 （泉証人） 2 次回の委員会審査について （調査報告書について、各委員より取りまとめの方向性について意見を聴くことを確認。）
第5回	令和4年6月8日（水） 午後1時2分 ～午後1時48分 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査報告書取りまとめに係る意見陳述について （これまでの調査内容をもとに、調査報告書の取りまとめに係る委員からの意見を聴取。） 2 次回の委員会審査について （各委員からの意見を踏まえ調査報告書（案）の取りまとめを行い、委員会に提出することを確認。）
第6回	令和4年6月27日（月） 午前10時1分～午後0時 本会議場	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査結果を踏まえた今後に向けた意見について 2 調査報告書（案）について

4 証人、参考人、執行機関の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

① 佐々木康人明石市総務局税務室長

○出頭を求めた日時

令和4年4月28日（木）午前10時

○証言を求めた事項

- ・ 徴税吏員の範囲について
- ・ 徴税吏員の守秘義務について
- ・ 税情報の管理について
- ・ 賦課徴収に係る事項以外の税事務について
- ・ 組織形態、指示系統の確認について
- ・ A社の課税情報に関する資料作成について
- ・ 違法性の認識について
- ・ 本件以外の税情報に関する資料作成について
- ・ 徴税吏員の研修について
- ・ その他上記に関連する事項について

② 吉田貴之明石市政策局広報部長

○出頭を求めた日時

令和4年4月28日（木）午後1時

○証言を求めた事項

- ・ 明石市ホームページの運用ルールについて
- ・ 明石市ホームページへの市長ツイッターの掲載時期について
- ・ 市長ツイッターについて
- ・ 明石市ホームページへの市長ツイッターの掲載指示と掲載までの事務処理について
- ・ 明石市ホームページへの市長ツイッター等掲載の問題点について
- ・ その他上記に関連する事項について

③ 高橋啓介明石市政策局長兼市長室長（元政策部長兼市長室長兼課長）

○出頭を求めた日時

令和4年4月28日（木）午後3時

○証言を求めた事項

- ・ A社の課税情報に関する資料作成について
- ・ 徴税吏員の範囲について
- ・ 明石市ホームページへの市長ツイッターの掲載について
- ・ 税情報投稿のきっかけとなったA社と市長との面談について

- ・日々の市長ツイッター投稿について
- ・明石市ホームページへの市長ツイッター等掲載の問題点について
- ・明石市ホームページからの市長ツイッター等の削除のきっかけとなった指摘について
- ・その他上記に関連する事項について

④ 岡本耕一明石市総務局税務室市民税課長

○出頭を求めた日時

令和4年5月10日（火）午前10時

○証言を求めた事項

- ・徴税吏員の守秘義務について
- ・税情報の管理について
- ・指示系統について
- ・A社の税情報について
- ・税情報のツイッターへの掲載について
- ・その他上記に関連する事項について

⑤ 宮脇俊夫元明石市副市長

○出頭を求めた日時

令和4年5月10日（火）午後1時

○証言を求めた事項

- ・徴税吏員の守秘義務について
- ・税情報の市長ツイッターへの掲載について
- ・市長とA社との面談について
- ・A社の課税情報に係る資料作成について
- ・市長ツイッターのホームページへの掲載について
- ・市の組織運営、市職員の法規範意識について
- ・その他上記に関連する事項について

⑥ 和田満元明石市副市長

○出頭を求めた日時

令和4年5月10日（火）午後3時

○証言を求めた事項

- ・徴税吏員の守秘義務について
- ・税情報の市長ツイッターへの掲載について
- ・市長とA社との面談について
- ・A社の課税情報に係る資料作成について

- ・市長ツイッターのホームページへの掲載について
- ・市の組織運営、市職員の法規範意識について
- ・その他上記に関連する事項について

⑦ 泉房穂明石市長

○出頭を求めた日時

令和4年5月27日（金）午前10時

○証言を求めた事項

- ・徴税吏員の守秘義務について
- ・市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について
- ・税情報の取扱いについて
- ・個別企業の課税情報について
- ・明石市ホームページへの市長ツイッター掲載について
- ・市の組織運営について
- ・その他上記に関連する事項について

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項
なし

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要
なし

5 記録、資料の提出

(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録及び提出状況

①泉房穂明石市長

○提出を求めた記録

令和4年2月7日の市長と市内企業との面談記録（メモ、会議録、音声等）

○提出状況

令和4年4月20日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和4年5月2日付で面談メモの提出があった。面談に関する会議録、音声等は不存在として提出されなかった。

(2) 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料
なし

(3) 執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料
なし

6 委員派遣

なし

7 調査の内容

(1) 事実関係

①主たる事実

令和4年2月12日、泉市長は、自身のツイッターに、市内の一企業の2014年度から2021年度までの8期分の法人市民税均等割と法人税割の金額一覧表のゼロのところに黄色のマーカーをつけて、「明石市における「工場緑地」の議論は、『A社（実際のツイートは企業名を記載）』の増築計画を契機に始まったが、先日（2月7日）担当役員に確認すると、計画はなくなり、今は急いでないとのこと。その際『法人税割』が『5年連続ゼロ』の理由も尋ねた。「赤字決算なので」との回答だったが、ゼロってなんだかなあ。」というコメントと共に投稿した。

掲載した資料は、12月24日に行われたA社と市長の面談に際し、市長が作成を指示した資料で、12月20日に市長室職員が市民税課に作成を依頼し、翌21日に市民税課長から市長室担当者の業務上の個人アドレスにメールで提出された資料の一部を市長がコピーして投稿したものである。

市長は、概ね10日後に、2月12日のツイートを削除している。

ツイートに当たって当該企業からの許可は得ていない。

②ツイートの前提となったA社との面談

本件ツイートで公開された企業の課税情報に係る資料作成は、A社との面談を契機として作成されている。面談は、12月24日と2月7日の2回行われた。

協議の内容としては、水上バイクについての啓発、戦没者追悼に係る平和祈念式典について、工場内緑地率の緩和について、法人市民税等について意見交換が行われている。

③ツイッターへの課税情報投稿に関する市役所内部での情報共有

2月14日に、市の税務室長及び税務室各課長、財務部長、総務局長、両副市長のほか、広報課、市長室の間で「課税情報が第三者から見られる状況であること」についての認識が共有されている。

また、2月17日には、兵庫県市町振興課から税務室へ「市長ツイッターに課税情報が掲載されていることを承知しているか」との連絡があり、翌18日に、この連絡を受けた事実が両副市長に報告されている。

(2) 地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）

地方税法第22条は、「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」と規定しており、税の徴収に関する事務に従事する者に対し、厳しい守秘義務を課している。

これは、税務事務に従事する者は、地方税を賦課徴収する過程において、納税義務者の行う申告又は報告などにより、私人の秘密をより多く知り得る立場にあり、また、知る必要があることから、納税義務者等の私人の秘密を侵害するおそれが高いことに配慮したものである。

なお、本条に定める「事務に関して知り得た秘密」とは、税務職員が知り得た納税義務者の収入額又は所得額、課税標準額等のほか、税額も、これに該当する。

(3) 企業の課税情報をツイッターに投稿した目的

市長は、ツイッターに企業の課税情報を投稿した理由を、市民、国民の知る権利に寄与するためとした。市長の政策判断の過程を知らせることは、政治への信頼を確保するためにも必要であり、当該企業との面談の経過について、一定程度市民に知らせる必要があったと説明している。

(4) 違法性の認識

市長は、本件について、外見上は、地方税法第22条に抵触するかの様相を呈しているが、目的の公益性と態様の相当性から、違法ではないとしている。

また、今回掲載された資料についての公文書公開請求においては、「地方税法の規定により公にすることができない情報である」として法人の税額が非公開に、また、法人の名称についても、「税目の名称と併せて法人の名称等が公になることにより、市が特定の目的で当該法人の税額を調査しているとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は当該法人に不利益を及ぼすおそれがある」として非公開の決定がされているが、市長は、情報公開請求という条例に基づく一律的な対応と、総合的、全体的に判断した今回のツイートとは、全く場面が違い、前提が違っていると理解しているため、全く矛盾しないとしている。

一方、市の職員は、今回のツイートについて、「市長個人の責任と権限において行われたものである」とし、市長自身が適切に対処する問題であり、一貫して組織としての対応を行う必要はないとしている。

(5) 税情報の取扱いに関する認識

地方税法第1条において、徴税吏員とは、「市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう」と定義されており、本市では、市長及び税務室の職員がこれに該当する。

市職員は、「徴税吏員は、地方税の調査や賦課徴収に関する事務においてのみ、納税者の秘密を知ることができ、徴税吏員が扱うことのできる課税情報を徴税吏員以外が見ることはできない」との認識のもと徴税業務を行っている。税務室以外の職員が、業務上、市税に関する情報を必要とする場合は、税情報の利用申請が提出され、税務室でその利用の可否を判断することとされている。

市長は、自身が徴税吏員であることを認識し、税務情報の取扱いは慎重を要するテーマと述べているが、本件ツイートにかかる企業の課税情報に関する資料を徴税吏員ではない政策局の職員が見ることについては、何の問題もないとし、また、今回の企業の課税情報に関する資料作成は、市長が日常的に行っている庁内の情報収集の一環として行ったものであり、待機児童に関する資料などと同様であるとしている。

また、一企業の納税額の多寡によって政策判断が変わることについては、市職員は、あり得ないと述べたが、市長は、政策判断に影響はあるとし、内部的に課税情報を活用することは当然であり、今後も続けるとしている。

(6) 企業の課税情報をツイッターから削除した理由

市長は、ツイートを削除した理由について、税情報は、大変慎重な取扱いを要すると判断し直し、改めて削除したと説明した。また、今回のツイートを不適切であったとしているが、その理由は、百条委員会が設置されたからとのことである。違法かどうかと、妥当かどうかとは別のテーマであり、法的に違法でなくても政治的に適切でないことはよくあり、結果として適切ではなかったとの認識を示している。

市長は、ツイートの削除にあたり、議員からの指摘のほか、兵庫県市町振興課からの指摘があったことを認識しているが、副市長以下の市の職員をはじめ、12名の弁護士職員からも市長への進言は一切行われていない。

(7) 市長ツイッターの明石市ホームページへの掲載

ツイッターから企業の課税情報が見られる状況であった間には、市のホームページの「ようこそ市長室へ」のページに市長ツイッターが埋め込まれており、4月7日に削除されるまでの間、今回ツイッターに投稿された企業の課税情報は市のホームページからも閲覧できる状況であった。

市長は、明石市ホームページへの自身のツイッター掲載されている事実を

認識していないと発言したが、市長室長は、掲載・削除ともに、市長と協議の上、ホームページの更新依頼を広報課にしたとのことであり、証言の内容に食い違いがある。

また、「ようこそ市長室へ」のページには、市長ツイッターのほか、市長フェイスブックも埋め込まれており、さらには、市長後援会のバナーが貼付されていたことも判明している。市長は、この事実についても知らなかったとのことであるが、できるだけ多くの情報を市民に伝えたらよいという考えのため、掲載するかどうか聞かれれば、発信したらと答えるとの認識を示している。

8 委員会としての判断

(1) 個別の課税情報のツイッターへの投稿

市長がツイッターに投稿した企業の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明らかであり、これをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にした行為は、地方税法第22条に抵触するのではないかとの疑義を否定すべき積極的な理由は見当たらなかった。

市長は、違法性を阻却する理由として、投稿の目的の公益性と態様の相当性を主張するが、この点については、明確な論拠が示されず、根拠が極めてあいまいである。

目的の公益性について、投稿の経緯となった企業との面談内容を広く伝えることが、市民、国民の知る権利に寄与することを論拠としているが、そもそも面談の内容を伝える必要性がどれだけあったのかが明確にされていない。今回のツイートの内容は、当該企業との面談で協議された内容が断片的に記載されているだけで、それによって一定の政策判断が行われたことは伝えられていない。

また、態様の相当性についても、固定資産税、都市計画税、事業所税も納付している当該企業の法人市民税の金額のみを添付した理由を、法人市民税に関することが当該企業との面談の議題の一つであったからとしているが、この理由をもって相当性を導き出すことは困難であり、地方税法により厳格に守らなければならないとされている秘密事項である税額を、不特定多数の第三者に公開しても構わないという理由には、到底なり得ない。

さらに、市長は、企業側から来年度からは払えそうですという話であったことも含めてツイートしたと述べているが、ツイートの文面には、そのような説明はされていない。ここに、企業側からの了解も得ずに一方的に面談した事実と税額を公表する行為が正当化される理由は見当たらない。本件ツイートが政治への信頼の確保につながることは、到底判断できない。ここに、特

定の個人や組織のみではなく、広く社会一般の利益に関わる目的を見出すことはできなかった。

また、今回市長がツイートした情報と同じ資料に関する公文書公開請求においては、同じ企業の課税情報でも、情報公開条例に基づく非公開の決定と自身のツイッターでの公開とでは、場面が違うため、全く矛盾しない、比べること自体が不合理であるとしたが、場面が違うからといってその都度、判断が異なってしまうのであれば、情報公開制度、ひいては市の個人情報保護に関する信頼が根底から揺らぐ危険性があるのではないか。

本委員会としては、泉市長が2月12日に企業の法人市民税の税額をツイッターに投稿したことについては、地方税法第22条の秘密の漏えいに当たる疑いが強いと判断する。

(2) 税情報の取扱い

税情報の取扱いについては、同じ徴税吏員という立場でありながら、市長と税務担当職員との認識には、大きな乖離があることが判明した。

市長は、税務情報の取扱いには慎重を要するとしながらも、徴税吏員でない職員が情報を見られる状態であることには何の問題点も認識しておらず、また、他の待機児童に関する資料等と税務情報が同等の扱いであるかのような発言からも、税情報の取扱いがあまりにずさんであり、税務情報を守ることの重要性を理解しているのか、甚だ疑問である。

市長の税情報の取扱いに対する認識の甘さは、市政の根幹となる市税の徴収事務に対する信頼を損ない、市政全般に対する信用失墜につながるのではないかと危惧するものである。

また、政策判断に当たって税情報を活用することは、当然にあり、今後も続けていくとのことであるが、このことについても、税情報の目的外利用に当たるのではないかと疑義がある。ましてや、一企業の納税額の多寡は政策判断に影響を与えるとの発言については、市民の間に不要な混乱を招きかねず、このようなことは、あってはならない。

(3) 市の組織体制

今回、市長ツイッターへの課税情報の掲載について、市職員は、市長が個人の責任と権限において行ったものであるとして、市長への進言等、組織としての対応を一切行わなかったことが判明したが、たとえ私的なツイッターに関わることであったとしても、大切な市民の課税情報が第三者から見られる状況であることを知りながら何ら対処しなかったことは、法令遵守が義務付けられている公務員として、納税者の秘密と利益を守る徴税吏員として、さらには、市民の幸福を追求する市役所職員として、適切な行動だったのか、

疑問である。

一般に公務員には、地方公務員法において守秘義務が課されているが、税務担当職員は、これに加えて地方税法の守秘義務を負う。このことから、納税者の秘密を守ることの重要性は明らかであり、税務担当職員に対しては、常日頃より、この守秘義務の重要性について、繰り返し周知徹底がされている状況である。そして、市税に関する情報が厳重に守られることによって、市政運営の根幹となる市税の徴収を市民の信頼を得て円滑に行うことが可能となるのである。このことは、税務担当職員のみならず、市役所の全職員が理解していることであろう。今回の企業の課税情報が公開されたことにより、市の税務事務、ひいては明石市の市政全般に対する信頼が揺らぐ事態は、容易に想像できたはずである。

ここに、現在の明石市役所の組織体制の問題がある。市長の判断に対しては、誰も意見等を言うことができない体制である。今回の調査における証人尋問の過程においては、市の管理職が法的な判断は差し控える、法的な問題は分からないと繰り返し述べ、ツイッターの件については、市民の課税情報が第三者から見られる状況であったことを認識していたにもかかわらず、市長の個人的な問題として関与せず、誰も進言を行っていなかったことが明らかとなっている。また、明石市には全国にも類を見ない12名の弁護士資格を持つ職員がいるが、市職員から弁護士職員への相談、弁護士職員から市長への進言も一切行われていなかった。

この状況に対して、市長自身は、市の組織体制には何の問題もないと述べており、市職員からの市長への進言は必要ない、市長の判断のみがすべてに優先し、それに対する進言、提案を全く許さない体制が垣間見えた。市民利益の最大化よりも、市長利益の最大化が優先されている。

本件については、公平な立場から検証する第三者委員会の必要性も全く議論されなかったことから、組織としての自浄作用が全く働かない状況となっていることがうかがえる。組織全体が疲弊しており、非常に危険な状態であると考える。

(4) 市民への説明責任

市長は、本件のツイートを不適切とした理由について、百条委員会が設置されたからと発言した。この発言からは、単にトラブル回避のために削除したとも取られかねず、百条委員会が設置され、結果として政治的に適切ではなかったとのことであるが、反省しているようには、全く見受けられなかった。削除したとしても、一旦地方税法で守られるべき秘密が公開された事実は残り、SNS上から完全に消すことも不可能である。百条委員会が設置されなければ何の問題もなかったとして片付けられる問題ではない。ここに、

市が管理する税情報の取扱いについて市のトップとしてどのように考えているのかを市民に伝えようとする姿勢は全く感じられなかった。

また、市長は、今回、課税情報を公開したA社に対して、ツイート後、現在まで謝罪は行っておらず、一切コンタクトを取っていない事実が判明した。企業も市民である。当事者が静観しているからといって、地方税法で厳格に守らなければならないとされている税情報を許可もなく一方的に公開しておいて、未だ何の説明も行われてないというのは、不合理である。

今回、2月12日のツイッター投稿後、議員及び兵庫県からの指摘も受け、税務情報はより慎重な取扱いを要するテーマであるということを改めて判断し直してツイートを削除したとのことであるが、そうであれば、ツイートを削除したその時点で、市民に対して何らかの説明が必要だったのではないか。

市長が、本件について、自身の取った行動に対して首長として真摯に向き合い、責任ある発言を行うことはなかった。

9 改善提案

市民の守られるべき秘密である税情報が、当事者の了解も得ずに公開されたことは、あってはならない事実である。しかも、これが市のトップの行為によって引き起こされた事実であることは、100年を超える本市の歴史上類を見ない出来事である。本件によって、これまで税務担当職員をはじめとした市職員が日々誠実に職務を遂行し、守り続けてきた本市の税務事務に対する信頼が少なからず損なわれたことは、大変憂慮すべき事態である。

地方自治法第147条においては、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と規定されている。この「代表する」とは、市長の行為が、当該地方公共団体がしたのと同じ効果を持つことになることを意味している。今回、市職員が、市長が行った行為は市長個人の権限と責任において行ったことであるとしたが、市長が明石市長として行った行為は明石市が行った行為であり、市長個人の問題として済ますことはできないのである。市は、この問題を見過ごすことなく、早急に失われた信頼を取り戻すために取り組まなければならない。いま必要なことは、市政に対する「信頼性」の回復であって、政治的な「妥当性」の議論ではない。

行政への信頼の根幹となるのは、法令遵守が徹底されていることである。まずは、税務情報の取扱いが地方税法の規定に従って忠実に行われているか、改めて検証することが必要である。

本件調査の過程においては、税の賦課徴収に係る業務以外の場面における税情報の利用についての認識の違いが見られた。現在も保育料や国民健康保険料の徴収な

ど、他の業務で税情報を必要とする場合に行われている税務担当課への届出の必要性を市内すべての業務において再確認し、税務担当課において、その利用範囲を適正に判断することが必要ではないか。これにより、税情報を守ることの重要性を全職員が再認識することができ、さらには税情報の利用範囲がやみくもに拡大されることを防ぎ、税情報の安全性を高めることにつながると考える。

次に、法令違反が疑われる事例が発覚した際の組織運営について、本市が全国に誇る12名の弁護士職員の知見をさらに有効活用できるような体制整備を進めることを提案する。

弁護士職員は、本市の様々な部局に配属され、市の重要施策の推進等に貢献しているが、他の職種とは別に法務職として採用され、管理職として市政運営の一端を担い、その高度で専門的な知識、経験、能力を発揮することが期待されているのであれば、法的な判断を必要とする重要な案件が発生した場合には、部局を超えてでも弁護士職員に相談できる体制を整えてはどうか。法的な問題については立場によって解釈が分かれることも想定されるため、複数の弁護士職員が関わる体制としてはどうか。12名の弁護士職員を擁する本市だからこそできる、全国に先駆けた仕組みづくりによる、危機管理体制の再構築、さらなる強化が望まれる。

さらに、本件調査では、市長の行為に対して誰も意見を言わない市の組織体制についても、課題が多いことが判明した。市長は、独任制の機関であることを強調し、自身の判断が全てに優先することに何の問題もないとしたが、地方自治体が担う業務は膨大である。そのすべての業務を自身が担うことはできないため、決裁権限を委任しているのだと市長自身も言うように、多様な業務を日々統括する場面においては、選択肢が複数考えられる場合も想定され、そのときの市長の判断がすべて正しいとは言い切れないのではないか。組織の自浄作用が働かない硬直化した状況になっていることを危惧する。謙虚に各職員等の助言や意見を聞くことが肝要である。現在は、条例で2人置くと規定している副市長も4月から空席のままである。特別職という立場で助言ができる体制が必要である。早急に選任し、将来を見据えた持続可能な組織運営を行っていく必要がある。

最後に、SNSへの投稿については、即時性、利便性に優れており、手軽に広く情報発信を行うことができるなどのメリットがある一方、情報が瞬時に拡散することによる弊害もある。投稿を取り消し、削除しても、一旦インターネット上に公開された情報は、完全に削除することはできない。市長は、これらのことを再確認し、さらには、市長という公人としての発言の重み、影響力の大きさを認識したうえで、本件のようなことが二度と起こらないよう、十分に配慮されたい。

以上が本委員会としての提言である。市長におかれては、二代表制の一翼を担う議会、市民の代表である議員からの提言として真摯に受け止め、明石市長として誠実に対処されることを求めるものである。

10 証言拒否等

- (1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況
なし
- (2) 証人の証言拒否の状況
なし
- (3) 虚偽の証言、自白の状況
なし
- (4) 記録の提出拒否の状況
なし
- (5) 宣誓拒否の状況
なし

11 調査経費

- (1) 調査経費に関する議会の議決の状況
令和4年度 50万円以内（令和4年4月7日議決）
- (2) 決算見込み額
令和4年度

事業名	節	内容	金額（円）
本会議・委員会等運営事業	旅費	証人2人分の交通費	780
合計			780

12 その他

- (1) 証人に対する公示送達
なし